

## 平成23年度東京都病児・病後児保育事業補助要綱

23福保子保第1042号平成23年9月8日福祉保健局長決定

### 1 目的

この要綱は、東京都病児・病後児保育事業実施要綱（平成21年9月8日付21福保子保第375号。以下「実施要綱」という。）に基づき行われる病児・病後児保育事業を補助するに当たっての算定基準及び手続等を規定し、もって本事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱の第2に定める事業とする。

### 3 補助金交付額

この補助金は、次により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と、補助事業に係る経費として区市町村が支出した額から寄附金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額を選定する。
- (2) 上記(1)により選定された額に、別表に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

### 4 補助金交付の要件

この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

### 5 交付申請

交付申請は、下記(1)及び(2)によるものとする。

- (1) この補助金の交付申請は、別紙第1号様式に関係書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。
- (2) 申請の内容を変更する場合の交付申請は、別紙第2号様式に関係書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

### 6 交付決定及び通知

知事は、上記5に定める補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査した上、交付の可否を決定し、速やかにその旨当該区市町村長に通知する。

### 7 提出書類

この要綱に定める提出書類は、正本1部とする。

## 8 準用

補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）によるものとする。

附 則（平成23年9月8日付23福保子保第1042号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

## 別記

### 補 助 条 件

#### 1 事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

#### 2 承認事項

区市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

#### 3 補助事業の完了時期

補助事業は、平成24年3月31日までに完了しなければならない。

#### 4 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 5 状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、区市町村長に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。

#### 6 補助事業の遂行命令等

(1) 知事は、4及び5の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) 前項の規定の命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一時停止を命ずることがある。

#### 7 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は2の(3)の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日ま

で、別紙第3号様式に係る書類を添付し、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

#### 8 補助金の額の確定

知事は、7の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

#### 9 是正のための措置

- (1) 知事は、8の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずるものとする。
- (2) 7の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

#### 10 決定の取消し

- (1) 区市町村が次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
  - ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
  - ウ 補助金の交付の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)の条件は、8の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

#### 11 補助金の返還

- (1) 1又は10の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。
- (2) 8の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

#### 12 違約加算金

区市町村長は、10の規定により交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日において受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺するものとする。

15 書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しておかなければならない。

基 準 額				対象 経費	補助率	
1	病児・病後児保育事業 「病児対応型施設」	(1か所当たり年額) 年間延べ利用児童数により区分 される右に定める額	10人 以上 50人 未満	2,900,000	病児・病後児保育事業の実施に必要な経費	2/3
2			50人 以上 200人 未満	4,900,000		
3			200人 以上 400人 未満	6,650,000		
4			400人 以上 600人 未満	8,650,000		
5			600人 以上 800人 未満	10,150,000		
6			800人 以上 1,000人 未満	12,150,000		
7			1,000人 以上 1,200人 未満	14,150,000		
8			1,200人 以上 1,400人 未満	16,150,000		
9			1,400人 以上 1,600人 未満	18,150,000		
10			1,600人 以上 1,800人 未満	20,150,000		
11			1,800人 以上 2,000人 未満	22,150,000		
12			2,000人 以上	24,150,000		
13		低所得者減免分加算(病児対応型) 生活保護法による被保護者世帯	5,000円×年間延利用人員			
14		低所得者減免分加算(病児対応型) 区市町村民税非課税世帯	2,500円×年間延利用人員			
15		普及定着促進費(病児対応型)	1か所当たり年額500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設に あっては、250,000円)(事業開始年度限り)			
16	病児・病後児保育事業 「病後児対応型施設」	(1か所当たり年額) 年間延べ利用児童数により 区分される右に定める額	10人 以上 50人 未満	2,400,000		
17			50人 以上 200人 未満	4,200,000		
18			200人 以上 400人 未満	5,100,000		
19			400人 以上 600人 未満	7,000,000		
20			600人 以上 800人 未満	8,800,000		
21			800人 以上 1,000人 未満	10,700,000		
22			1,000人 以上 1,200人 未満	12,600,000		
23			1,200人 以上 1,400人 未満	14,500,000		
24			1,400人 以上 1,600人 未満	16,400,000		
25			1,600人 以上 1,800人 未満	18,300,000		
26			1,800人 以上 2,000人 未満	20,200,000		
27			2,000人 以上	22,100,000		
28		低所得者減免分加算(病後児対応型) 生活保護法による被保護者世帯	5,000円×年間延利用人員			
29		低所得者減免分加算(病後児対応型) 区市町村民税非課税世帯	2,500円×年間延利用人員			
30		普及定着促進費(病後児対応型)	1か所当たり年額500,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設に あっては、250,000円)(事業開始年度限り)			
31	病児・病後児保育事業 「体調不良児対応型」	1か所当たり年額 4,310,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設に あっては、2,150,000円)				

	基 準 額		対 象 経 費	補 助 率
32	病児・病後児保育事業 「非施設型（訪問型）」	1か所当たり年額 6,590,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設に あつては、3,290,000円)	病児・病後児保育事業の実施に必要な経費	2 / 3